

来年2015年は中学校教科書の採択

## 育鵬社の歴史・公民教科書の採択をさせない世論をつくろう

子どもたちと学びをともにする学校現場の意見の尊重を

中学校教科書を採択するのは下記の教育委員 新たに小竹伊津子氏

前回2011年の中学校教科書採択で、育鵬社の歴史と公民の教科書を強く推した赤見教育委員(整形外科医)は、この9月31日で任期を終了退任し、10月1日から、新しく小竹伊津子氏(藤沢市医師会理事、皮膚科医)が教育委員に就任しました。

職名	氏名	備考	任期	プロフィール
委員長	井上 公基	委員1期目	2013. 4. 1 ~2017. 3. 31	日本大学教授
委員長職務代理者	関野 真一郎	委員1期目	2013. 10. 1~2017. 9. 30	藤沢商工会議所
委員	阪井 祐基子	委員1期目	2011. 10. 1~2015. 9. 30	元中学校 PTA 会長
委員	小竹 伊津子	委員1期目	2014. 10. 1~2018. 9. 30	藤沢市医師会理事
教育長	吉田 早苗	委員1期目	2013. 4. 1 ~2017. 3. 31	元小学校長

この5人の教育委員の合議により、来年2015年7月、2016年4月から使用する藤沢市の中学校教科書が決めます。教育委員会、教育委員がどのような姿勢や考え方で藤沢市の教育に関わっていくのか、教育委員会の会議の傍聴などにより、見守りましょう

育鵬社の教科書を採択させようとする動きも活発です。しかし、育鵬社の教科書では、国際的に孤立する歴史認識、時の政権に都合の良い憲法解釈が子どもたちに植えつけられます。

育鵬社の教科書を採択させようとする動きを、世論の力で押しとどめ、学校現場の声を尊重した教科書採択で、育鵬社の教科書の採択をやめさせましょう。

**教科書採択までの流れ** ※()内は、今年行われた小学校教科書採択での期日

- A. 5月教育委員会定例会：教科書採択方針決定(5月15日)  
教科用図書採択審議委員会への「諮問文」決定
- B. 教科用図書採択審議委員会：第1回(6月2日)、第2回(7月2日)、第3回(7月18日)  
「答申書」を教育委員会委員長に提出(7月24日)
- C. 6月教科書展示会：各学校と藤沢郵便局(市役所建て替えのため)
- D. 6月各学校校長「教科用図書調査書」作成・提出
- E. 7月公開教育委員会で採択：多くの傍聴者を(7月31日)

みんなの教育・ふじさわネット 学習会

## 俵 義文 講演会

子どもと教科書全国ネット21事務局長  
「九条の会」講師団メンバー



**「現政権の教育介入と教科書問題」**

2015年3月7日(土) 13:30~  
藤沢市民会館第二展示ホール

## 2014ふじさわ教育署名スタート集会(8/31) 感想文から

☆斉藤先生の報告わかりやすかったです。30人学級と40人学級でどれだけ違うのかよく分かりました。話が具体的で、先生方がどれだけ沢山の仕事があるのか、子どもたちの学習の機会も学級の人数によって差が出るのか、改めて認識できました。30人学級ぜひ実現させたいです。中学校給食デリバリー方式は様々な問題がありそうですね。予算の使い方を変えればもっと行き届いた給食ができるという加藤さんの話、全くその通りだと思います。もっと教育予算を増やさないといけません。



(集会後、藤沢サンパール広場で、宣伝と署名の呼びかけをしました。暑い中での活動、ご協力ありがとうございました。)

☆教育はその国の根幹です。

今日のカギ先生や先生の話聞き、ご苦労なさっている様子がよくわかります。人間の心を曲げていくような貧しい教育行政、これでは良い人間性は育ちづらいし、私たちが望む社会はますます遠のいてしまう。いろいろな方法で近所の人々をはじめ市民に広げていかなければと思う。市長などにも大いに会って働きかけたらどうでしょうか。

毎日のニュースを見ていると逆行の連続で、怒りと自分たちが思い通りの活動力がないもどかしさにいららする時があります。でも負けずに自分のできることは行ってゆくつもりです。その子その子の持っている部分を伸ばしていける教育に一日も早くしてゆきたいと思う。人間を学力や学歴だけで評価しない社会をつくりたい。

## みんなの教育・ふじさわネット 学習会・第7回総会

日時：2015年1月17日(土) 13:30~15:45

場所：藤沢労働会館 第2会議室

学習会：育鵬社の教科書を使っての『日露戦争』の模擬授業

総会：方針・活動計画・役員・会計案などまとめ ☆総会后、茶話会あります。



## 教育委員会制度が変わります

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が、2014年6月20日に公布され、2015年4月1日から施行されます。藤沢市教育委員会11月定例会資料によると、「主な改正点」は次の4つです。

(1)教育委員長と教育長を一本化した新「教育長」の設置 (2)教育長へのチェック機能の強化と会議の透明化 (3)すべての地方公共団体に「総合教育会議」を設置 (4)教育に関する「大綱」を首長が策定

次のようにスケジュールが組まれています。

- ①平成27年2月 2月市議会定例会に「関係する条例改正等」議案を上程
- ②平成27年3月 教育委員会定例会に「関係する規則改正等」議案を上程
- ③平成27年4月 関係する条例規則等の施行
- ④平成27年4月 総合教育会議の設置
- ⑤平成27年度中 大綱の策定

「大綱」は総合教育会議において、首長と教育委員会が協議・調整を尽くし、首長が策定することになっており、首長が教育に介入する危険性があるなど、十分な監視が必要です。